

# ●対象年齢を引き上げ 小学校就学前まで受けられます

## 児童手当

問い合わせ  
市民課 ☎(866)2072

児童手当は、これまで3歳未満のお子さんを養育しているかたに支給してきましたが、今年6月分から対象年齢が小学校就学前まで拡大されました。

平成6年4月2日以降に生まれたお子さんを養育し、下記の所得限度額を下回っているかたは、9月29日(金)まで手続きをしてください。認定されると、6月分から児童手当を受けることができます。支給月額、第1子と第2子がそれぞれ5,000円、第3子以降が10,000円です。なお、公務員のかたは勤務先への申請となります。

支給資格

平成6年4月2日以降に生まれたお子さんを養育し、下記の所得限度額を下回っているかた(所得については、申請書を提出していただいた後、市で調査します。ご自分の所得は、平成11年分の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」「扶養人数」や、平成11年分の確定申告書などを参考にしてください)

国民年金の加入者 年金に加入していないかた		厚生年金・共済組合 などの加入者	
扶養親族等の数	所得限度額	扶養親族等の数	所得限度額
0人	178万円	0人	369万円
1人	216万円	1人	407万円
2人	254万円	2人	445万円
3人	292万円	3人	483万円
4人	330万円	4人	521万円
5人	368万円	5人	559万円
6人	406万円	6人	597万円

限度額には社会保険料相当額(定額8万円)を加算してあります

受付期間 9月29日(金)まで  
受付場所 市民課5番窓口、土崎支所、新屋支所  
手続きに必要なもの 印鑑 申請者名義の金融機関の口座番号(市内の本・支店のもの、郵便局は除く)

## 医療費の助成

問い合わせ  
社会福祉課 ☎(866)2093

4歳未満のお子さんを対象に行ってきた医療費の助成を、8月1日から小学校就学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)拡大します。平成6年4月2日以降に生まれたお子さんは、入院は全員が無料に、通院は0・1歳児は全員が無料、2歳以上は所得制限基準額以内なら無料となります。まだ福祉医療費受給者証をお持ちでないお子さんには、申請方法など詳しいお知らせを6月末に直接郵送します。お知らせに従って手続きをしてください。

医療費	7月31日まで	8月1日から
入院	4歳未満全員が該当(所得確認あり)	小学校就学前まで全員が該当(所得確認あり)
通院	4歳未満が該当(2歳以上は所得制限あり)	小学校就学前まで該当(2歳以上は所得制限あり)

## ファミリー・サポート・センター ☎(866)2086

いよいよ7月スタート。  
登録会員も随時受付中です

お子さんを預けたい人(利用会員)と、預かってあげますという人(協力会員)が、市のアドバイザーを通じてカップリングし、地域ぐるみの子育てをしていくファミリー・サポート・センター事業。現在の登録者数は、利用会員が215人、協力会員が75人。7月1日のスタートがもうすぐ。

カップリングも  
できました



7月から職場復帰をする手形の佐藤真貴子さん(左)。6か月の信吾くんを保育所に預ける予定ですが、病気の時や休日の冠婚葬祭に備え、会員登録しました。協力してくれる山崎純子さんは、すぐお隣の町内。幼稚園の先生としての経験もあるので、とても安心です。会員同士の信頼関係も深まっています。



研修も  
順調です  
中川絵美子さん(右)  
早川利美子さん

6月12日は、協力会員の調理研修。ツナハンバーグやカレーピラフなど子どもたちが大好きなメニューの調理実習をしました。食べやすい大きさと薄味、栄養のバランスがポイントです。「自分のお母さんと二人でサポートします」と中川絵美子さん(仁井田)、「一時保育を利用できず、苦労した経験があるから応援してあげたい」と早川利美子さん(土崎)。スタートに向けて準備は万全です。